

なんたんしじんけんし さく きほんほうしん

南丹市人権施策基本方針

今後も 改定していきます

(みなさんの「人権」(幸せに生きるための権利)を大切にするために、
南丹市が考えていること)

がい よう はん (かんたん しょうかい)
概 要 版 (簡単な紹介)

(2025年3月)

～多様性を認めあい 共に支えあう社会の実現に向けて～

「人権 (Human Rights)」は、幸 せに生きるためにみんなが持っている権利です。

そして、その幸 せの 考 え方や感じ方は人によってちがいます。

南丹市は、このちがいをわかりあい、自分や周りの人の「人権」を大切にしながら、
一 緒に生きていける社会をつくりたいと 考 えています。



- 1 人権施策基本方針について
- 2 人権の歴史と今の 状況 について
- 3 「人権」を大切にするために考えていること
- 4 「人権」を大切にするために必要なこと
- 5 いろいろな人権の問題に取り組む
- 6 南丹市に住んでいるみなさんやグループ、会社の方へ



人権施策基本方針について

方針について

南丹市は、市のいろいろな仕事をするときには、いつもみなさんの「人権」を大切にしなければならないと考えています。「南丹市人権施策基本方針」には、「人権」を大切にするための考え方や、市がどんなことをしていくのかが書いてあります。

人権の歴史と今の状況について

人権を大切にするための歴史

1948年、国際連合（United Nations）の話し合いの場で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が決められました。

その後、世界人権宣言を実現するため、「国際人権規約（きまり）」や、人権を大切にするためのたくさんのきまりや約束が決められました。

「人権」の今の状況

社会には、今もまだいろいろな人権問題があります。最近では、インターネット上で人を傷つけるような悪口を書いたりすることで、大切な人の命が失われるなどの問題が起こっています。

また、地震や台風などの災害が起こった時に、みんなが慌てしてしまうことで、人権を考える気持ちが薄くなり、いつも社会的に弱い立場にある人たちが、さらに厳しい状況になるなど、いろいろな人権問題も出てきています。

南丹市の今 ~ 2024年の市民へのアンケート ~

[南丹市に住んでいるみなさんが「人権」についてどのように考えているかを調べました]

Q あなたが関心のある「人権」の問題は どれですか

A

1 番 多かった答え 障 がいのある人の人権

4 番 目 子どもの人権

2 番 目 インターネットでの人権

5 番 目 高齢者の人権

3 番 目 女性の人権

3

「人権」を大切にするために南丹市が考えていること

南丹市がめざす社会

「多様性を認め合い共に支えあう社会」へ

一人ひとりの「人権」を大切に、支え合いながら、みんなが一緒に生きる社会

▶めざす社会を作っていくためのみちのり

●次のふたつのステップでゴールをめざします

第1ステップ:『いろいろなところで 人権について学びます』



第2ステップ:『いっしょに学ぶたくさんの人が
ともだちになっていきます』



☆ゴール☆ 一人ひとりの「人権」を大切に、支え合いながら、みんなが一緒に生きる社会



「人権」を大切にするために必要なこと

【1】「人権」の問題をよく知る

社会にはいろいろな「人権」問題があります。しかし、その問題についてははっきりわかっていなかったり、問題をなくすために何をしたらいいのかがわからなかったりします。

南丹市に住んでいるみなさんの意見や「人権」についての学習の例を集めて、問題についてよく知ることができるようにします。

【2】「人権」問題の解決方法をみんなで考える

「人権」の問題について、しっかりと分かっていないと差別がおこることがあります。そのために、人権の問題を研修会などで学習します。学校では、こどもの年に合わせて「人権」についての教育を行います

そして、こどもからお年寄りまでのみんなが、問題をよく知り、差別をなくすように考えます。

【3】みんなで協力して「人権」問題を解決していく

「人権」の問題を学習することで、差別は許されないということや、自分の人権と同じように他の人の人権も大切であることが分かってきます。そして、たくさんの人が分かるようになることで、人権を大切にする社会が作られます。

いちばん大事なことは、社会のみんなが協力し合うことです。国や京都府、多くの市や町、人権を考えるグループなど、みんなが協力できるようにします。



いろいろな人権の問題に取り組む

社会にはいろいろな「人権」の問題があります。それらの問題をなくしていくためには、問題につて、よく知り、みんなで話し合い、考えていく必要があります。

南丹市では、次のように問題に取り組んでいきます。

●生まれた場所による差別（同和の問題）

日本の歴史のなかで作られた差別により、今でも、生まれた場所が原因で差別される問題があります。この問題をみんなが知って、正しく理解し、差別しなくなるようにします。

●こどもの人権

いじめ、ヤングケアラー（大人の代わりに家族の世話や介護をしているこども）、虐待（親などがこどもを殴ったり食べ物をあげなかったりすること）などが問題です。いじめや虐待をなくし、こどもが健康で元気に暮らせるようにします。

●女性の人権

女性が政治などの社会の活動の場にもっと参加できるようにします。性別に関係なく、同じ立場で協力して、よりよい社会を作ります。

●高齢者（お年寄り）の人権

こどもの数が減り、お年寄りの数が増えています。虐待を受けたり、振り込め詐欺（電話で嘘の話をし、たくさんのお金をだましとる犯罪）の被害にあうお年寄りがいます。お年寄りが安心して暮らすことができるようにします。

●障がいのある人の人権

障がいがある人のことを、みんながよく知ることができるようにします。障がいがある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会を作ります。

●外国人の人権

国や文化が違っていても、同じ南丹市に住んでいる人のことをみんなが理解できるようにします。みんなが一緒に安心して暮らせる社会を作ります。

●性的少数者の人権

LGBTQ などの人（同じ性別の人を好きな人や、心と体の性別が同じではない人など）が自分らしく生きることができる社会にします。性的嗜好（どんな性の人を好きになるか）や性自認（心の性、自分の性をどう思うか）は人それぞれです。差別や暮らしの中で困ることがないようにします。

●インターネットのこと

インターネットで「人権」を傷つけられる人がいないようにします。こどもも大人も、インターネットの良いところと悪いところ、気をつけなければならないことを、知ることができるようにします。

●その他の人権問題

ハンセン病やその家族、エイズ患者やその家族、先住民（アイヌ民族）、犯罪被害者やその家族、ホームレスの人、北朝鮮に拉致された（連れて行かれた）人、地震などの被害にあった人、大切な人を自死（自分で死ぬこと）で亡くした人などの「人権」を大切にします。



「人権」の問題をなくすためには、なんたんし す 南丹市に住んでいるみなさんや
ちいき 地域のグループ、かいしゃ かた 会社の方などの きょうりよく ひつよう 協力が 必要です。

みなさんが「人権」について がくしゅう 学習 したり、「人権」のためにしている かつどう 活動を
てつだ 手伝います。

じんけん そうだん 人権について相談したいとき

「これは人権の問題ではないだろうか」と感じたことはありませんか。「人権」の問題で困
っているときは、相談ができます。

(※お金はかかりません。あなたが相談したことを、ほかの人に話しません。)

とくせつ じんけん そうだん にほんご 特設人権相談 (日本語) / きょうとち ほう ほうむきょく 京都市地方方法務局

そうだん 相談のしかた

- ▶ じんけん ようご いいん あ そうだん 人権擁護委員に会って相談します
- ▶ よやく ひつよう 予約が必要です。(よやく でんわ 予約電話 0771-62-0208)

そうだん ようび ばしょ 相談のできる曜日・場所など

- ▶ き そうだんび 決められた相談日によって場所が変わります。よやく でんわ 予約電話で確認ください。



でんわ そうだん にほんご
電話での相談(日本語) / 「みんなの人権110番」

そうだん
相談のしかた

- ▶ じんけん ようご いいん ほうむきょく やくしよ でんわ はな
▶ 人権擁護委員か、法務局という役所のスタッフと電話で話します。
- ▶ でんわ ばんごう 0570-003-110 (IP電話、PHS からは電話できません)

そうだん ようび ばしよ
相談のできる曜日・場所など

- ▶ げつようび きんようび ごぜん ごご しゅくじつ ねんまつ ねんし やす
▶ 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 (祝日や年末年始は休み)

でんわ そうだん がいこくご
電話での相談(外国語)



そうだん
相談のしかた

- ▶ この電話は、外国語の通訳の会社につながったあと、法務局という役所につながります。
- ▶ でんわ ばんごう がいこくご じんけん そうだん
▶ 電話番号【外国語人権相談ダイヤル】0570-090-0911
- えいご ちゅうごくご かんこくご こ
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語
- こ
スペイン語、インドネシア語、タイ語

そうだん ようび ばしよ
相談のできる曜日・場所など

- ▶ げつようび きんようび ごぜん ごご しゅくじつ ねんまつ ねんし やす
▶ 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00 (祝日や年末年始は休み)

じんけん がくしゅう
「人権」のことを学習したいとき

- ▶ じんけん がくしゅう そうだん かね
▶ 「人権」の学習をはじめたいとき、相談ができます。(※お金はかかりません。)

そうだん
相談のしかた

- ▶ なんたんし やくしよ じんけんせいさくか ちゅうおうちようしゃ かい き
▶ 南丹市役所の「人権政策課」(中央庁舎の2階)へ来てください
- ▶ でんわ ばんごう じんけん せいさくか
▶ 電話番号 人権政策課(0771-68-0015)

そうだん ようび ばしよ
相談のできる曜日・場所など

- ▶ げつようび きんようび ごぜん ごご しゅくじつ ねんまつ ねんし やす
▶ 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00 (祝日や年末年始は休み)



なんたんし じんけん しさく きほん ほうしん がいよう ばん
南丹市人権施策基本方針(概要版)

ねん つき
2025年3月

なんたんし しみんぶ じんけん せいさくか
南丹市 市民部 人権政策課

〒622-8651

なんたんし そのべちようこざくらまち ばんち
南丹市園部町小桜町47番地

TEL 0771-68-0015

FAX 0771-68-2850